

令和5年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和6年2月29日（木）
【開会】 10時00分
【閉会】 11時08分
【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満
教育長職務代理者 田中 雅文
委員 石井 孝
委員 野村 浩子
委員 森川 多供子

【欠席委員】

委員 芳川 玲子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一
職員部長 北川 友明
学校教育部長 小澤 毅夫
生涯学習部長 大島 直樹
総合教育センター所長 鈴木 克彦
庶務課長 鷹嘴 将行
庶務課担当課長 伊藤 卓巳
庶務課担当係長 桐生 真由美
学事課担当課長 並木 久美子
教職員人事課担当課長 松本 真爾
学事課課長補佐 永井 洋子
教職員人事課課長補佐 須藤 良
学事課職員 二宮 汐璃
指導課長 古俣 和明
地域教育推進課課長補佐 大原 幸浩
教職員人事課担当課長 小林 格
教職員人事課担当課長 本波 直人
教職員人事課課長補佐 石田 隆由
教職員人事課担当係長 宮嶋 恵太
カリキュラムセンター室長 宮嶋 俊哲
調査・委員会担当係長 高木 直子
書記 長谷川 俊太

【署名人】

教育長職務代理者 田中 雅文
委員 森川 多供子

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、芳川委員が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は、成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から11時10分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 4及び議案第40号は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、これらの報告事項を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、これらの報告事項は非公開とすることに決定しました。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と森川委員にお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代行の報告について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項Iに入ります。

報告事項No. 1「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代行の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 1「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代行の報告について」、御説明申し上げます。

ファイルナンバー01、報告事項No. 1の1ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告し、承認を求めますのでございます。

はじめに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」につきましては、「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」(案)についてでございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、両条例の対象である川崎市立学校から、川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学を除いている箇所から、廃止される川崎市立看護短期大学を削るものでございます。

続きまして、「2 臨時代理を行った日」は、令和6年2月9日でございます。

続きまして、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和6年2月7日開催の卒業判定臨時教授会をもって、全ての在学生の卒業が確定し、同日以降、本日開催の教育委員会臨時会前に、同月13日開会の令和6年第1回市議会定例会へ条例議案を追加提案として提出する必要がございましたので、教育長が臨時に代理をしたものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1につきましては、承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたしました。

報告事項No. 2 「教育委員学校視察の報告」について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 2「教育委員学校視察の報告」についてですが、ファイルナンバー02の資料が、事務局が作成しました一覧表になります。一番左の列にある報告順のとおり、それぞれの委員から御報告していただきたいと思います。

それではまず、田中委員、お願いいたします。

【田中教育長職務代理者】

それでは、私のほうは、柘形中学校と小倉小学校と2校、視察をさせていただきました。両方とも総合的な学習の時間で、今、大事だと言われている探究のプロセスというものをきちんと授業の中でやっていこうという感じで、研究授業が行われておりました。

それで、具体的に、まず1個ずつ簡単にざっと申し上げると、まず柘形中学校のほうは、テーマが「気づき、考え、行動できる生徒を育てる」ということで、外部から講師を呼んで講演会を聞いたり、そういう中で、子どもたちがグループを組んでワークショップを行いながら、自分自身の考えを深めたり、友達と意見交換すると。最終的には、社会との関係の中で、自分自身の生き方を考えていくというようなものでございました。グループは、1年から3年まで縦割りのチームを組んでやっておりますので、とりわけ3年生は、リーダーシップの育成というのものにもつながっているように思いました。

それから、次に、小倉小学校につきましては、学年ごとに、それぞれ違うイベント、授業でしたけれども、統一テーマは「学ぶ楽しさを知り、本気で取り組むこと」ということで、とりわけ印象的だったのは、6年生が、この日は体育館に集まってグループを組んで、このイベントを行うために、どのようなイベントで、どのようにしたら皆さんが集まっただけかということ、実際にこのイベントの企画を自分たちで考えていくというような授業を行っておりました。

それとともに、自分たちの歌をつくって、最後はそれを合唱して、聞きに来た方々に聞かせていただくというようなこともやっておりました。いずれも、今、文部科学省が推奨しているような、学校教育の在り方をそのまま体現するような、非常にモデルとなるようなすばらしい授業だと受け止めました。

具体的には、文科省が今、令和の日本型学校の中で、個別最適な学びと協働的な学びというもの、を推奨していて、最終的に、人材イメージとしては、持続可能な社会の作り手を育てるということになって、文科省は政策を推進しておりますけれども、まさにこの総合的な学習の時間の探究のプロセスを使いながら、そういう将来に向けて持続可能な社会を担っていくような子どもたちを育てるということに、かなり焦点化されて行われていて、感動しました。

最後のレクチャーでも、我々も、教科書採択でお世話になった山城先生が、指導主事の。すばらしいレクチャーされていて、こういう形で各学校で指導主事の先生が、基本的なことをレクチャーしながら、現場で実践していくというプロセスの中で、学校教育が、これからどんどん変わっていくという印象を持ちました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

では、続いて石井委員、お願いいたします。

【石井委員】

私は、西御幸小学校の人権尊重教育研究会、報告会に出席させていただきました。研究テーマは、「自分も相手も大切にできる西ファミリー～一人ひとりが安心して過ごせる学校づくり～」というふうに掲げられています。この研究テーマは、児童の育成だけではなく、教職員も一緒に、自分も相手も大切にできるようにしたい、そういう願いが込められているものです。

授業ですが、3つ見せていただきまして、まず1年1組では、生活科の授業で「正しい秋いっぱい」、1・2年生の交流会の授業でした。秋の遊びを楽しみ、祭りを開くことを目標に、落ち葉や木の実などを使った秋の遊びを楽しみながら、遊びを考えていくと。関わりが多い2年生を招いて、楽しんでもらうためにはどうしたらよいか、こういう試行錯誤をすることで、楽しい遊びをつくりたいですか、自分たちの遊びの楽しさを伝えたいという気持ちを持って、相手意識を育むきっかけにしていく、そういう授業でした。

具体的には、2年生の立場に立って、どのように迎え入れたらうれしく思うだろうかとか、大きな声で「秋祭りへようこそ」、こういった形で受け入れる。そして、一人ひとりの工夫が行動に表れていて、相手を大切にする態度や言葉が育まれる授業だな、そういうふうに感じました。

6年2組では、算数の授業で、比の単元でした。既習である比の値や性質を用いて、復習問題等の基本的な問題を、自分自身の学習状況に応じて問題数を設定したり、主体的に取り組んでいる授業でした。この単元では、自由進度学習の授業スタイルが取り入れられて、児童同士がそれぞれの学びを尊重し合い、互いに学び合いながら、主体的に学びに向かっていく、そういう姿が感じられました。

あと1つ、3年1組では、共同絵画の授業を行っていました。これはユニークで、言葉を使わずに絵を描く作業を通して、友達の思いを察したり、自分の思いが伝わるかを感じたりする、そういうものでした。友達とのコミュニケーションを取ることの大切さを理解することとか、集団生活で、自分の役割を果たそうとすることなど、育てたい人権尊重教育の資質や能力向上につながってくるという期待感がとてもわきました。

終わりに、西御幸小では、人権尊重教育の視点に立った学校づくりを目指して、校内研究を推進していますが、その他、体制として、やった、よかった、頑張ったという思いを持ち、自己肯定感を高める授業づくり、一人ひとりに目を向け、安心して過ごせる日常的な声かけと、その子に合った合理的配慮を考えていく環境づくり、効果測定を通じた実態把握と、自分の思いを伝えられる子どもを育てる人間関係づくり部会、これは3部会、年間計画が立てられています。こうしたしっかりした体制の下に、目標達成を目指していくということがよく分かりました。

人権尊重教育の視点も、各教科の授業にバランスよく取り入れられていまして、ぜひこうした研究授業は、川崎市の他の学校でも広まって行ってほしいなというふうに感じました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

次に、野村委員、お願いいたします。

【野村委員】

私からは、東住吉小学校と聾学校の特別支援教育について報告させていただきます。どちらの研究も、入り口は特別支援なんですけれども、実は全ての子どもにとって、よいものではないかというところで共通していました。

詳しくお話をしますと、まず東住吉小学校です。昨年度は、特別支援級にフォーカスして、カリキュラムづくりなどに取り組んでおられましたが、本年度は、取組を学校全体に広げて、誰一人取り残さない教育ということを追求していました。

まず、校内の支援体制づくりでは、学年の先生たちが集まって児童の情報を共有する時間を設けて、書き留めたノートは、支援教育コーディネーターや管理職も回覧をしています。対応をアドバイスすることもあるということで、先生も誰一人取り残さない、一人で抱え込まない。チーム学校として、一つの方針の下、子どもたちの支援に当たれる仕組みづくりというのが、すばらしいなと思いました。

続いて授業ですが、全ての児童を対象にした一次支援、それから、つまずきかけているかな、大丈夫かなと思った児童への二次支援。つまり、通常の学級での支援を改めて意識した実践紹介がありました。その中から印象的だったものを一つ御紹介しますと、体育の逆上がりです。練習道具や準備というところがポイントです。

例えば、その鉄棒から体が離れないように固定するゴムチューブがあったり、駆け上がる感覚をつかむ踏み台があったり、動画で運動のポイントを理解して、自分の動きもGIGAで録画して、確認できるようになっていたりして、一人ひとりが自分の学習段階に合った練習を、自分で選ぶことができるようになっていました。これらが一次支援となっています。更に、そこに先生が個別にアドバイスをしたり、仲間同士の関わりを促すような声かけがあったりして、二次支援で補強しています。

このように、誰一人取り残さないという環境を意識した結果、子どもたちが自発的に動き出して、自分の学びに集中している姿が見られました。学びの段階が異なる子どもたちが同時に学ぶにはどうしたらいいかというのは、課題の一つだと思うんですけれども、それに対する答えの鍵というか、授業のユニバーサルデザインにあるのではないかなと感じました。ほかの教科や、ほかの学校でも展開されることを期待します。

続いて、聾学校です。中等部の3年生4人の自立活動を拝見しました。テーマは「生きる力、学びの先を見据えて」として、彼らは卒業後に新しい環境に身を置きますので、初対面の人に自分を伝えることを想定して、iPadでスライドをつくって自己紹介のプレゼンをしていました。内容も、自分の障害と、それに対する必要な配慮というお話から、自分の趣味の話題まで、とても濃い内容となっていました。

ユニークなのが、公開授業の当日を、生徒のプレゼンの日にしたことだと思います。参観者たちがちょうどプレゼンの観客になっていて、初対面の人に自分を伝える実践の場として、上手に機会を利用していただけたなと思いました。

参観者たちも巻き込むような参加型になっていて、先生たちも自分のGIGA端末からJamboardで、プレゼンの感想を送ったりとか、生徒への質問を書き込んでいました。更に、生徒たちはJamboardに書かれたことを基にして、質問の答えをその場でプレゼンに盛り込んで、スライドも5分ぐらい、その場で再編集して発表をするなど、とても高度な内容でした。

この授業は、全編手話で、ろうの教員によるものでした。いつもどおりを見てもらうために、私たち参観者に向けて、手話を音声に通訳するという事はなかったですね。そうしますと、参観者の中では、手話通訳がないとちょっと分かりづらいよというような声も、確かにあって、私も、そのときはそうかなと思ったんですけど、改めて考えてみると、この授業の間は、私たち参観者がマイノリティになるという、普段と違う体験ができるとても貴重な機会だったなと思います。少ない情報の中で、どうやって理解するのか、その困難さを体験したりとか、じゃあ、どんな支援があったら分かりやすいんだろうということを、自分事として考えられる、とてもいい機会だったのではないかと思います。

先ほどの東住吉小と同様に、こちらの研究報告についても、入り口は特別支援教育なんですけれども、自己分析とか自己理解を深める、そしてそれを他者に伝える経験、それからGIGA端末を実践的に活用する機会というのは、どの子どもたちにもぜひ体験してほしいものだなと思っています。ほかの学校にも広く取り入れていただけることを期待しています。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

芳川委員は欠席ですので、また芳川委員には、どこかの機会でご報告いただくようお願いしたいと思います。

では、最後に森川委員、お願いいたします。

【森川委員】

私も、2校行かせていただきました。まず、かわさきGIGAスクール構想なんですけれども、こちらは、スクールミーティングで、西御幸小学校に行ったのがきっかけとなりました。日々、学校現場でGIGAを使用する場面に接しているので、具体的に学校現場の先生方は、どのような方向を求め、方向を目指しているのか知りたいと思い、こちらの希望を出しました。

私は、4年生の国語の授業を拝見いたしました。物語づくりの過程で、ストーリーの組替えなどに、子どもたちが端末の利点をよく知っていて、利用していました。考えたことをどんどん入力していき、これは文字が打てない子も、平仮名を書くことによって入力していく形、どちらでもいいのですけれども入力していき、その後で組み替えていく。それによって表面の思考のアウトプットが増えやすくなると思いました。また、全体に把握できる画面には、個々の進捗度が表示されていて、それを子どもたち同士も共有し、お話が進んでいる子には、どんな感じなのと見に行ったりとかできて、アドバイスをし合っていました。

そして教員側からは、その様子を、子どもたちの進捗状況を細かく見る事が可能となってい

たのも、より質の高いきめ細やかな指導につながっているのだと思いました。現場が目指しているものの一つに、何らかの理由で教室にいられない子も、端末1台あれば授業に参加できるということもあり、近年、本当に増えている教室にいられない子たちへの一助になると思いました。

ただ、今後の課題として、今回は研究校でしたので、とても素晴らしい取組でしたが、教員側の取組に対する理解度やスキルに差があることは、どうしても否めません。残念ながら、学校によって差が出てきてしまっているのかという懸念があります。

スキル不足による子どもたちからの一方通行にならない、コミュニケーションの実現を願います。また、広がっていくにはまだまだ時間がかかっているのだと思いますけれども、一日も早く教室に入れれない子どもたちなどへの一助になることを願います。

もう1つなんですけども、はるひ野中学校の家庭科です。こちらは、小学校5、6年の家庭科では、自分の、自分に関わる衣食住について学んでいます。私は、小学校から延長線上の中学校の家庭科では、そこからどういうふうに発展させていくのかとても興味があったので、参観させていただきました。

体験した授業は、中学校2年生の身近な人の食事を考えるというものでした。栄養、季節感、調理方法、予算などを考え、作った誰かへのメニュー、それを作成し、調理し、小グループ内で発表し合いました。もちろんGIGA端末を使用して、自分たちの自分たちなりの目当てや、写真を掲載してありました。それは仕事から帰ってきて疲れている両親のための優しいメニューであったり、小学生の弟や妹のためのカラフルメニューであったり、勉強やアルバイトに忙しい大学生の兄や姉のためのがっつりメニューであったりしました。

発表後は、前もって送ってあった、GIGAを通じて送ってあった学校栄養職員からの、ある意味、子どもたちからしたらこれはプロの方なんですけど、プロの方からの小グループごとの的確な、細やかなアドバイスもいただきました。それを受けて、個々の改善点などを見直していました。

小学校での自分の衣食住から、それを生かして中学では周りの人たちへ、家庭科は技術や知識だけでなく、周囲の人たちへの思いも形にすることを学ぶ教科なんだと、今回、実感いたしました。

現代は、大人も子どもも本当に忙しく、生活や時間に追われています。家庭科は、とても大切な、こういう時代には、家庭科はとても大切な学びであると思います。ただ、残念なことに、中学校各校に、必ずしもセンターの教員がいない場合があるということを知り、それが何より残念でなりません。

私からは以上です。

【小田嶋教育長】

それぞれありがとうございました。お聞きした川崎の学校での教育は、本当に充実してきているなというふうに感じました。

ちょっとお聞きしたいと思うのは、GIGAはどこでもやっぱり使って、有効に積極的に使っていたという形よろしいですかね。あと、委員の皆さんは、授業参観の後の研究会等への出席はいかがでしたか。

【森川委員】

出席しました。

【小田嶋教育長】

森川委員は出席された。石井委員は。

【石井委員】

(うなずく。)

【小田嶋教育長】

はい、そうですか。そのときに、各教員は、たくさん先生たち来ていたと思うんですけど、G I G A端末を持参している感じですか。

【森川委員】

はい。

【小田嶋教育長】

やっぱりそうですか。そこでもG I G A端末を活用しながら。

【石井委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

【田中教育長職務代理者】

いいですか。活用はされようとしていましたけれども、結局、グループで集まって、それでみんな画面を見て打つというよりは、結局やっぱり対面でコミュニケーションをされていることが多かったです。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

先ほど聾学校の参加している先生方が、J a m b o a r dで生徒に返しているという。これはすごい。今までにないことで、有効な活用だなと思いましたが、本当にまだまだ可能性があるのかなと。

一方で、森川委員おっしゃったように、学校差とか、教員によるスキルの差というのが、どうしてもまだまだ課題としては出てくるのかなというふうに思いました。

【田中教育長職務代理者】

すみません、ちょっと1点だけ。

子どもたちのグループ学習の中でも、G I G A端末を使いながら、それぞれが入力して自分の

考え方をに入れて、クラウド上で、こうやって修正したりやっているんですね。で、それはとてもいいんですけども、黙々とやっているイメージが強く、少し、時間配分を対面で議論することと、画面に向かいながら、クラウド上でみんなで修正したりするのを、時間のバランスをもう少し考えていってもいいのかなと思いました。もう少し対面コミュニケーションを増やしてもいいのかなという気がしました。これは印象ですけども。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。やっぱり1時間の中でも、めり張りをつけていかなきゃいけないなど本当に思いますので、ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 3「令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【松本教職員人事課担当課長】

それでは、よろしくをお願いいたします。

ファイルナンバー03、報告事項No. 3のファイルを御覧ください。

令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について、御説明させていただきます。この選考試験は、令和7年度、または令和8年度に採用予定の川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員採用候補者を選考するために実施するものでございます。

「1 募集対象・募集人員」を御覧ください。令和7年度採用予定は表のとおり、小学校区分は230名程度です。中学校、高等学校区分は、各教科合わせて160名程度、全教科の募集をいたします。また、高等学校は、工業のうち建設の受験区分で若干名、福祉で若干名募集いたします。特別支援学校区分は、20～25名、養護教諭区分は10～15名の応募となります。令和8年度採用予定として、「大学3年次在籍者推薦」を、小学校区分のみで、50名程度募集いたします。

2ページを御覧ください。

「2 選考区分」でございますが、(1)～(7)までのとおり、一般選考と特別選考があり、特別選考につきましては、IからVIの6つございます。

「3 受験案内・パンフレットの配布」でございますが、3月6日より、市内の区役所・支所・出張所・行政サービスコーナー等で配布するとともに、本市ホームページに掲載いたします。

「4 受付期間」でございますが、4月2日から5月16日までといたします。

「5 第1次試験」は、7月7日に実施いたします。今年度は、川崎会場、愛知会場、新設の兵庫会場、宮城会場で実施予定です。

「6 第1次試験結果通知」でございますが、7月26日に、受験者全員に文書で発送するとともに、本市ホームページに掲載いたします。

「7 第2次試験」でございますが、実技試験は8月6日、面接試験は8月13日から9月20日までの期間で実施します。実技試験は、中学校、高等学校区分の音楽、美術、保健体育、英語について答えます。

また、面接試験は、対象者全員に場面指導と個人面接を実施いたします。また、「大学3年次在籍者推薦」では、場面指導ではなく集団討論を実施いたします。

「8 第2次試験結果通知」でございますが、10月16日に受験者全員に文書で発送するとともに、本市ホームページに掲載いたします。

3ページを御覧ください。

主な変更点についてですが、今年度は5つの変更点がございます。

(1) 特別選考Ⅵにおける「大学3年時在籍者推薦」の人数を、各大学2名から4名に拡大しました。

(2) 第1次試験において、兵庫会場を新設しました。これまで関西圏の大学や学生の方々から、大阪や兵庫での試験開催の要望を受けておりました。新大阪駅より2駅、約11分のJR尼崎駅前にある関西国際大学を会場といたします。

(3) 第2次「実技試験」の内容を一部変更しました。音楽における「聴音」を廃止し、得意分野を生かせるよう、「楽器演奏」を追加しました。保健体育においては、器械運動、男子の選択種目に「平均台」を追加し、選択の幅を広げました。

(4) 第1次・第2次試験結果の返信用封筒をレターパックライトに加えて、レターパックプラスも使用可能とし、より安全で確実な郵送方法を選択できるようにしました。

(5) 定年延長を見据えて、60歳まで受験可能となるよう年齢要件を変更しました。

以上が、採用試験の概要となります。

お手元のパンフレット裏表紙を御覧ください。

教員採用試験説明会につきましては、市内の市民館等を会場とした説明会を、3日間で合計5回、市外は、仙台、名古屋、神戸、大阪の4会場で開催する予定です。市内会場では、現役の先生方に登壇いただき、教員としてのやりがい、採用試験に向けた取組方などをお話いただく予定です。また、大学における説明会は、各大学の要望に合わせて対面方式、またはオンライン方式で実施してまいります。

そのほかの広報活動といたしましては、市政だより3月号や、本市ホームページで、教員採用試験の概要、川崎市の教育の取組、教育長から受験者に送るメッセージを配信する予定です。

更に、フォロワーが1,600人を超えました川崎市教員採用Xや、市内様々な場所で教員募集PR動画の配信等、教員や学校の魅力など、受験者にとって有益な情報を発信してまいります。

次年度も、子どもたちに寄り添い、子どもの思いや願いを受け止め、子どもに意欲と感動を生み出していくような、教員としての適性や人材の採用に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

はい。御質問等がございますでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうもありがとうございました。

まず、確認なんですけれども、今のこの表を見ますと、若干ながら募集人員が増えている、増えるというように理解してよろしいですか。

【松本教職員人事課担当課長】

(うなずく。)

【田中教育長職務代理者】

はい、分かりました。そうなりますと、また倍率のことがちょっと心配になるんですけども、受験者数が仮に増えても、倍率が落ちるという可能性もあるので、やっぱり、今、こうやって努力されているように、更にPRを進めていただければと思います。

それで、3つほどあるんですけども、1つは、以前から申し上げたように、私の経験だと、川崎市は研修制度がすごく整っているということが、現役の学生には割と好評のように印象を持っております。ですから、このイメージをもっと更に、広げていくということと、それから、内閣府が、生涯学習に関する世論調査って定期的に行っていますけど、このところ学習の内容として、職業に関する学習の割合がどうも増えているんですね。ということは、別に教師に限らず、あらゆる業界で、やはり学びながら職業能力を高めていく。生涯職業教育的な捉え方が随分増えていると思うので、そういう意味も含めて、とにかく育てる、教師を育てる教育委員会だということを、どんどんアピールしていただけないなと思いました。それが1つです。

まとめて言っちゃっていいですよ。これは質問じゃないので。

2つ目は、この間からも議論になっていますけども、実は、私も今、川崎市の教育委員をやっているということ、地元の知り合いに言ったりすると、川崎は大変ですねとよく言われるんです。というのは、ちょっとやっぱりこのところマスコミを、少しにぎわせているという面があるものですから。でも、それをこの間も、やっぱりこの中で意見が出ましたけど、むしろ何か元気な川崎市だからこそ、いろんなことも起こりやすいと。これやっぱり先生方、教職員含め、いろいろ現場で工夫しながら。前向きにそれぞれやっているから、時に問題が起こるというようなことで、こういうトラブルみたいなものをマイナスイメージではなくて、プラスイメージが持てるような形で、例えば、この学校説明会などに至って、もしかしたら質問が出るかもしれません。川崎市、大丈夫ですかとですね。そのときに、もちろんこうやって対処しているということのほかに、むしろ川崎は、いろいろ前向きだからこそ起こりやすい面もあるので、今後更に前向きにしながらも、トラブルが起こらないように、もう全面的に今、改革しているということ、前向きなイメージを、むしろ伝えられるといいなと思いました。それが2点目です。

3点目は質問なんですけれども、大学説明会については、オンラインも併用と伺いましたけれども、それ以外の対面以外に、Zoomだとか、あるいは別の方法でオンラインで、動画の配信だけではなくて、実際に質疑応答ができるような形でのオンラインの説明会はやるのだったでしょうか。

【小田嶋教育長】

御意見をありがとうございます。では質問に対して、お願いいたします。

【松本教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。各大学へのアプローチも、例年4月から行っているところを、今年度もう3月から、来週からもう始まります。早めに、大学に伺って説明をさせていただきます。それとともに、一般の方向けに、やはりオンラインの日中、仕事とかで来られない方、それから学生さんにとってもやっぱり予定とか、変更であったりとかということで、参加できない方向けに、3月に2回ほど、平日の18時からオンラインで実施する予定で、今計画をして、ホームページにも、昨日公開をしたところでございますので、そういった形で、広く、学生以外の方にも参加していただけるように取り組んでおります。

【田中教育長職務代理者】

はい、ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

特別選考VIの大学3年時の推薦が30名から50名に増員されますけれども、この理由は何でしょうか。

【松本教職員人事課担当課長】

昨今の教員不足もございまして、小学校に関しましては、令和7年度まで学級数の増ということが見込まれております。今年度、初めて実施いたしました大学3年次在籍者推薦につきましても、32名の合格者、現在、希望研修に7割以上を参加していただいて、進めているところでございます。手応えとして私たち、かなり優秀な学生さんに受けていただき、合格していただいたと思っておりますので、令和8年度、採用に向けて、夏の試験との人数の関係を見ながら、50名程度は募集をしたいという考えで設置いたしました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。募集人員が増えているということで、今現在、学校で何か起こると職員室が空っぽになってしまうので、このようなことが本当に起こらない日が来ることを願います。ただ、先ほど田中委員がおっしゃっていた川崎市というと、ちょっと大変だよねというのは、やっぱりそれが言われることもあるんですけど、逆に子育て世代の若い保護者の方と接することが多いんですが、横浜市の方の保護者の方からは、川崎市の小学校、結構、評価が高くて、例えば給食、学校給食の充実とか、あと、校舎のお手洗いですね。お手洗い、ほとんど洋式ですよ。たしか木月かなにかが最後残っているって、私の中ではそう思っているんですけど

も。

なので、その辺に関しても、かなり評価が高くて、安心して1年生を入学させられるという意見も、かなり聞いているので、その辺りもこれから川崎市を目指してくださる先生方に、ぜひお伝えして、あと、川崎市自体が狭いことも利点の一つで、行き来とかもかなり緩和になっていると思うので、その辺も、ぜひお伝えしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。トイレの快適化は、全校、もう既に終わっています。

【森川委員】

終わっているんですね。

【小田嶋教育長】

はい。本当にそこは、すごく先進的かなと思います。

【森川委員】

すばらしいと思いました。地域によっては、和式トイレの練習をさせて入学させるようにというお手紙が、1年生に入るところもあるみたいで、お母さん方からは、和式トイレはどこにあるのかというところから始まるという絶望の相談を受けたことがあるので。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

3年次募集のことで、先ほど御質問をちょっといただきましたけど、去年も田中委員や芳川委員から御指摘いただいて、4年生になってからの実習だとか、卒論作成との関係ということもあると思うので、でも、すごくその7割が、研修に参加していただいているということはすごくありがたいし、大切なことだと思うので、今度4年生になっていって、そのバランスをうまく取りながら、スキルアップできるように、うまく計画していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

7 議事事項 I

議案第38号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議事事項 I に入ります。

議案第38号「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、指導課長、お願いたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第38号につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今回の規則改正の概要につきまして、指導課長から御説明申し上げます。

【古俣指導課長】

それでは、議案第38号「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、説明いたしますので、ファイルナンバー04-2、議案第38号資料を御覧ください。

「1 改正する規則」でございますが、「(1) 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」、「(2) 川崎高等学校の管理運営に関する規則」、「(3) 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」でございます。

次に、「2 改正の概要」でございますが、「(1) 学校教育法施行規則の一部改正に伴い、研修に関する事項を分掌する組織を置くもの及び研修主任を置くもの」、「(2) 校長がPTA会費を入金する口座名義の見直しを行うもの」でございます。

次に「3 研修に関する事項を分掌する組織及び研修主任の設置について」、「(1) 学校教育法施行規則の改正内容」でございますが、学校教育法施行規則の一部改正により、次の二つの内容が定められ、校内研修の重要性やその充実がより求められることとなりました。

「ア 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、研修主事を置くことができることとする。」、「イ 研修主事は、指導教諭または教諭をもってこれに充て、その職務として、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について、連絡調整及び指導、助言に当たることとする。」でございます。

次に、2ページ目を御覧ください。

次に、「(2) 本件規則の改正理由」でございますが、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、研修に関する校務分掌を明確化するなど、校内研修の活性化に向けた必要な体制を整備するため改正するものでございます。

次に、「(3) 本件規則の改正内容」でございますが、「ア 研修計画の立案その他の研修に関する事項を分掌する組織を置くもの」、「イ 上記アの組織に研修主任を置くもの」でございます。

なお、下段の米印部分でございますが、研修主任の配置人数は各校原則1名とし、名称については、「主任」と「主事」の使い分けの定義は特別なく、名称の使い分けは各自治体の判断に委ねられていることから、本市の校務を分掌する組織に充てられている「主任」を使い「研修主任」としております。

また、研修主任が担う主な業務につきましては、(ア) から (エ) のとおり、校内研修・校内研究に関する計画の企画・立案をはじめ、こちらに記載の業務を想定しております。

次に、3ページ目を御覧ください。

「4 PTA会費を入金する口座名義の見直しについて」、御説明いたします。

「(1) 経緯」でございますが、PTA会費については、PTA会費の収納等に関する事務を明確化するため、PTAの代表者から市への委任に基づき、校長がPTA会費の収納を行うこと及び当該代表者を名義人とする口座に入金することについて、本件規則で定め、令和4年4月1日に施行しました。

次に、「(2) 本件規則の改正理由」でございますが、本件規則では、校長が収納したPTA会費は、「当該代表者を名義人とする口座」に入金すると規定しており、代表者以外の名義人口座への入金は想定していませんでしたが、PTAの口座名義が必ずしも代表者名義でない場合もあることから、改正するものでございます。

次に、「(3) 本件規則の改正内容」でございますが、校長がPTA会費を収納し、入金する場合の口座について、PTAの「代表者を名義人とする口座」から「代表者の指定するPTAに係る口座」に改めることとするものでございます。

指導課からの説明につきましては、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー04-1、議案第38号の5ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「学校教育法施行規則の一部改正に伴い、研修に関する事項を分掌する組織を置くこと、当該組織に研修主任を置くこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、6ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

3条建てで改正する規則のうち、はじめに、第1条の規定による「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の改正でございます。

第12条及び7ページにまたがり第13条の改正でございますが、新たに、研修計画の立案その他の研修に関する事項を分掌する組織を置き、その組織に研修主任を置くこととする旨の規定を加えるとともに、規定の整理を行うものでございます。

続きまして、第14条の2の改正でございますが、PTAの会費を入金する口座を、当該PTAの代表者を名義人とする口座に限定しないこととするものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

第2条の規定による「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」の改正でございます。改正内容は、先ほどの「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」と、ほぼ同じでございます。

次に、10ページを御覧ください。

第3条の規定による「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」の改正でございます。改正内容は、先ほどの「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」と、ほぼ同じでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和6年4月1日とする旨を定めております。

議案第38号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。特によろしいですか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。

最初の、前半のほうの資料の中で、3番目の項目の(1)のイのところ、「研修主事は、指導教諭または教諭をもってこれに充て、その職務として、校長の監督を受け」とずっとあって、最後に「指導、助言に当たることとする」と書いていますけれども、実際の業務の内容を見ると、その下の(3)のイの米印の2番目ですか。いろいろ掲げていますけれども、主には、私の理解だと、これは校内の研修計画を立案し、そして運用していく、その中心となる先生というふうに理解したんですけれども。

ただ、ここで指導、助言があるということは、実際に研修主事の先生が、ほかの教員に対して、何か指導をすると。指導というのは、こういうふうに授業を改善したらいいんじゃないかとか、そういうような指導者にもなるという意味で捉えていいのか、あるいは、そうではなくて、あくまでもマネージャーとして、研修計画を立案して運用するという役割なのか。後者だとすると、この指導、助言というのは何がそれに当たるのか、その辺りを教えていただけのでしょうか。

【小林教職員人事課担当課長】

今の御質問ですけれども、マネージャー的な部分、指導的に当たる部分というのを校内の人材育成、校内での研修の中心というところで活躍していくことに期待を寄せております。

【小田嶋教育長】

ちょっと意味がわからないんですけど、今の。
あと、センターのほうからありますか。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

学校の中で、かなり若い先生が増えてきておりまして、校内でのOJTが非常に重要になってきております。ですので、研修主任の先生に求められるものとしたしましては、そういった若手育成の観点から、研修を企画・立案している中堅教諭も含めて、そういった研修全体をマネジメントするというのが、今、求められていて、そういったことが学校の組織を強化することにつながるというふうに考えておりますので、そういったことも含めまして、指導、助言ということで、ここで役割を少し使っているところでございます。

【小田嶋教育長】

はい。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。それでは、この指導、助言は、どちらかという中堅の先生が、若い先生に、いろいろ日々のことについて指導、助言をするというようなことも含めて、ここに書かれているという理解でよろしいですか。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

はい。

【田中教育長職務代理者】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

今のお話を伺っての質問なんですけれども、若手の先生の育成のためにも、この中堅の先生が関わってくるとなると、どんな先生が関わるかによって、若手の先生が何をお手本にしていこうか、そこがもっと重要だと思うんですね。そうすると、どういう先生を置くのがいいのかということや、それを基準というか、ガイドラインというか、そういうものはこちらから学校側に示したりはしないのでしょうか。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

学校の中には、既にもうそういった分掌や組織があって、校内の研修が盛んに行われているところがございます。ただ、今までですと、やはり初任者研修の中で、研修者の振り返りとかを見ていると、指導教諭って、かなり初任者なんですね。影響を受けておまして、なかなか校内でそういったお立場の先生がいらっしゃっても、そういった先生方を指導できるということは、しにくかったところがあるんですね。ですので、今回、きちっと校長先生の学校教育目標と、今、学校が何を目指して、何を大事にして教育活動をしているのかというところを、やはり、いま一度整理して、研修主任さんには、今、学校で、こういったことを大事に、子どもたちを育てているので、指導教諭も含めて、そういった人たちにも御理解をいただいて、学校の中で、OJTをますます活性化していきたいということも含めまして研修主任ということや設けましたので、こちらから、こういった先生をというよりは、学校のほうには、既存の組織を生かして研修主任の役割を明確にした上で、校内の研修組織をもう一度整理して、学校の中で、やはり先生方を育ててくださいということをお願いしています。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

学校の状況ですとか、目指しているものとか、あるいは、その教員集団の状況とか、様々の状況に応じて、適任の人物を選ぶというのは、やっぱり学校に任せるということで、特に基準は設けていないということかなと思います。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。

すごくいいシステム、仕組みだと思います。学校の先生たちは、私、日々学校に接していて思

うんですけど、とてもお仕事のできるすばらしい指導教諭になる先生も、私は、その役割ではないんだと引いてしまって、教えてあげなよと言っても、いやいや私の立場ではとてもとても、という方が多いので、ぜひその方たちに、大義名分というか、役割を持ってもらって、よりよいスキルをどんどん皆様に伝えていって、若い先生方を支えていただきたいと思います。

ただ、学年主任をやっている中堅の方の先生の、どうしても特に女性など、人数が、がくっと減っていると思いますので、学年主任を引き受けながらそれもやったら、かなりお仕事が厳しいかなと思うので、その辺の配慮のほうもよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第38号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第39号 川崎市教育委員会請願等取扱要綱の改正について

【小田嶋教育長】

次に、議案第39号「川崎市教育委員会請願等取扱要綱の改正について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、川崎市教育委員会請願等取扱要綱の改正につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー05-3、議案第39号資料2のファイルをお開きください。

本件は、川崎市教育委員会請願等取扱要綱の見直しを行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

見直しのポイントは、資料1ページにお示しのとおり、5点でございます。

資料2ページを御覧ください。

左側下段に、現在の本要綱施行後の実績をお示ししております。続いて右側に参りまして、①でございますが、現在は職員の懲戒処分などを求めるものは、原則として審議の対象外となっております。これを、職員個人の人事、賞罰その他勤務条件に関するものを、原則として審議の対象外とするものでございます。

理由といたしましては、下段にありますとおり、職員個人の人事・賞罰や、勤務条件に関しては、公正・公平に決定される必要があり、職員などが任命権者に直接訴えることは適切とはいえ

ないためでございます。

資料3ページを御覧ください。

左側の②でございますが、現在は、請願者等が神奈川県外の在住者である場合は、原則として審議の対象外となっております。このような在住要件について、川崎市内の在住者であることを原則としつつ、請願等を行うことに正当な理由がある場合も審議対象とするものでございます。

理由といたしましては、下段にお示しのとおりでございます。

続いて、右側に参りまして、③でございますが、現在は、1つの請願等に、原則審議対象外のものと、審議対象のものが混在しているものの取扱いが明確ではございません。このようなものについて、審議対象外部分を容易に区分して除くことができるときは、その部分を除いた部分について審議することとするものでございます。

資料4ページを御覧ください。

左側の④でございますが、不採択に教育委員会の意見を付することができるようにするものでございます。

現在、採決は「採択」「不採択」「採択・不採択の判断をしない」の3つでございますが、教育委員会は、教育行政をつかさどる執行機関であります。予算執行権・契約締結権がないことなどから、市長等と協議をしながら、あるいは、議会の議決を経て、教育行政を進める必要があるものが多いと言えます。よって、請願等の趣旨は理解できるものの不採択とせざるを得ない場合も想定されますが、そのような場合は、必要に応じ教育委員会の意見を付することができるようにするものでございます。

続いて、右側に参りまして、⑤でございますが、先ほど御説明したとおり、現在、採決に「採択・不採択の判断をしない」がございます。この「判断をしない」との採決が存在する理由は、「将来の議案に関係する請願等がなされた場合、先んじて審議できないため」でございます。

一方で、必ずしも要件が明らかでないことや、適切な時期に採決すれば足りることから、審議が予定されている場合や特別の事情がある場合は、継続する採決を行い、その後、適切な時期に採決を行うものとするものでございます。

資料の5ページに、他の指定都市の状況をまとめてございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、ファイルナンバー05-1をお開きください。

新要綱の全文でございますが、5ページにお示しのとおり、本要綱の施行期日を、令和6年4月1日としております。

また、ファイルナンバー05-2に新旧対照表がございますので、併せて御参照いただければと思います。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

はい。何か御質問等はございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明をありがとうございました。まず1つ目で、そもそもというところなんです、なぜこ

それを改正していこうというところに至ったのか、背景を教えてくださいというところと、あともう2点あるんですけど、在住要件についてで、市内に通学歴があり、その学校に関するなど正当な理由というふうにあるんですけども、この「など」というところは、割と判断に余地があるものかなと思っていて、例えば、通学歴はないけれども、その学校に進学しようとしているという方にも、請願を出す権利を与えてほしいなというところも、個人的な思いとしてはあります。

この「など」という表現の場合に、実際に審議するかどうかというところも審議するのかどうか。また、それを話し合う場合は、事務局のほうでの判断なのか、この場での判断なのかというところを教えてくださいたいです。

それと、最後に、継続審議の特別な場合のところなんですけれども、例えば、もう少し資料が欲しいとか、過去の類似の事例とか、他都市の状況なんかも知りたいとか、きつこう話し合う場で、もう少し資料が欲しいというのがあり得ると思うんですけども、そういう場合でも、継続審議という結論を選べるのでしょうか。この3点について教えてください。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【伊藤庶務課担当課長】

まず1つ目の背景でございますが、本要綱は施行後5年以上が経過しておりまして、様々な請願・陳情が行われていますが、一定、課題が見えてきたということでもありますので、代表的なものは人事ですかね。課題がありますので、本要綱全体を再検討して整備し直したものでございます。

次に、在住要件についての御質問ですが、まさに、条文を見ながら説明させていただきますので、05-1の本文の2ページの下から4行目、(8)が在住要件を定めるものでございますが、正当な理由とは何なのかという御質問だと思いますけれども、3ページ、1行目ですかね。その他の正当な理由があるものの該当ですが、その他の正当な理由という条文の前の通学歴云々という規定がございますが、あくまでもこれは正当な理由があるものの一例でございまして、正当な理由の解釈に当たりましては、この前に規定されています通学歴という規定が一つの指針となると。その上で正答な理由を解釈していくようになりますが、具体的には、それと同等程度ということでございますので、これから市立学校に入学しようとする方とか、その保護者、あるいは社会教育施設である市民館の利用者ですとか、市民館で社会教育事業を行おうとするものなどが該当するだろうと考えておりますし、審議するかしないかを条文で御説明すれば、条文の2ページの上から7行目、「5 教育長は」という行があるかと思いますが、「教育長は、請願等が次のいずれかに該当するときは、会議に諮り、審議を行わないことができる」という規定がありますので、審議するか否かは、会議で諮った上で決めるということでございますので、最終的には教育委員会の御判断によるというふうに考えております。

最後に継続審議についての御質問ですが、ここで想定しておりますのは、5条の3項、3ページですね。3ページの下から5行目、第3項となりますが、ここで特別な事情がある場合として想定しておりますのは、事務局の説明が若干足りない、例えば他の事例の調査ですとか、各事例の調査が不足している、事実関係の調査が不足している場合などや、あるいは質疑や討論が終結

したと認められない場合、あるいは、教育委員の方それぞれが、再度検討する時間を要する場合などを想定しておりまして、野村委員からの御指摘があるような、事務局の説明がもうちょっといただきたいという場合も含まれていると考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、議案第39号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

<以下、非公開>

【小田嶋教育長】

以下、非公開となります。

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

本波教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項No. 4は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第40号 人事について

本波教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第40号は可決された。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の会議は終了といたします。

(1 1 時 0 8 分 閉会)